

地権者説明会(12月22日開催)でのご質問、意見(抜粋)



苅宿地区 地域計画だより

令和7年1月 第3号
苅宿行政区、苅宿営農組合
浪江町役場・農業委員会

日ごろから浪江町の営農再開、農業振興にご協力いただきありがとうございます。

震災から14年が経過しました。震災前の苅宿地区は約82ヘクタールの農地があり、25軒の農家が水稻を作付ており、重要な生産地でもありました。

震災前の営農の姿を取り戻すため、平成31年には苅宿地区の営農再開ビジョンを策定し、「次世代のためにできることから始めよう!」をスローガンに営農再開の筋道を明らかにし、いつでも営農再開ができるよう保全管理をきちんと行うとともに、震災前の苅宿地区の営農の姿を取り戻すため担い手の検討を地域が主体となって進めてきました。

これまで農地が荒れることなく維持され、一時避難により担い手が0となったのにもかかわらず、約8割の農地で担い手を決めることができたのも、まさに、知恵の輪があったからこそと思います。

震災による「一時避難」、「除染作業」から「営農再開に向けた保全活動」、そしていま担い手も決まり「本格的な営農」へと始動しました。皆様の今後の更なるご活躍に期待いたします。

浪江町役場 農林水産課長 金山 信一

地権者説明会を令和6年12月22日に開催しました。

令和5年度から苅宿行政区、苅宿ふれあいファーム、苅宿営農組合(R6.1月～)で営農再開に向け、担い手の検討を行ってきました。検討の経過は令和6年3月の地権者説明会でも行いました。その後も、営農再開していく上での農地の課題や外部法人の参入などを検討してきました。

皆様の意向確認では営農再開する農家数は限られておりましたが、外部法人の参入により区域の約8割の農地で担い手を決めることができました。説明会当日は地権者38人のご参加をいただきました。この担い手案で地域計画の案として今後の手続きを進めていくこととなりました。

◆地域計画とは

全国で農業者の高齢化や担い手・後継者不足等で不耕作地が増加しています。浪江町でも例外ではなく地域の農業をどのように維持・発展していくかを決めていくのが『地域計画』です。国の制度で令和6年度までに全国各地での策定が求められています。

浪江町でも令和7年度から営農再開を目標に取り組んできたことから、地域計画と連動して担い手の検討を行っています。町内18地区のうち、現在11地区で地域計画が確定しました。苅宿地区についても役員・担い手を中心に、まず「誰が、どこで、何をつくるのか」の検討を行ってきました。

1 来年から新規法人の担い手はいつから営農を開始するのか。また、今後は担い手が農地管理を行うことでよいのか。基盤整備が予定している農地について、農地管理はいつから行うのか。

(回答:苅宿ふれあいファーム)

・現在、30haの作付けを行っている。新たに10haを耕作する予定である。今後、営農するためには、地権者との契約が必要であり、契約出来た農地から作付けする。

(回答:ちーの)

・今後、受委託契約を行い、作付けを予定している。

2 外部法人は営農組合に位置付けることになるのか

→苅宿営農組合の農用地利用規定に定める集積する目標面積に位置付けられています。

3 農地バンクと契約しなければならないのか。

→特定農作業受委託契約を継続していくことも可能ですが、担い手の方が立てた計画での営農ができるよう賃貸借契約への移行を勧めています。

→農地法での貸し借りもありますが、農地バンクを活用すると契約は地域計画ごとに1つで済むことや契約納税猶予の継続などのメリットがあるので、浪江町及び農業委員会では農地バンクとの賃貸借を推奨しています。その場合、農地バンクが地権者から農地を借り受け、賃貸借契約を行います。

4 今後の予定はどうなるのか。

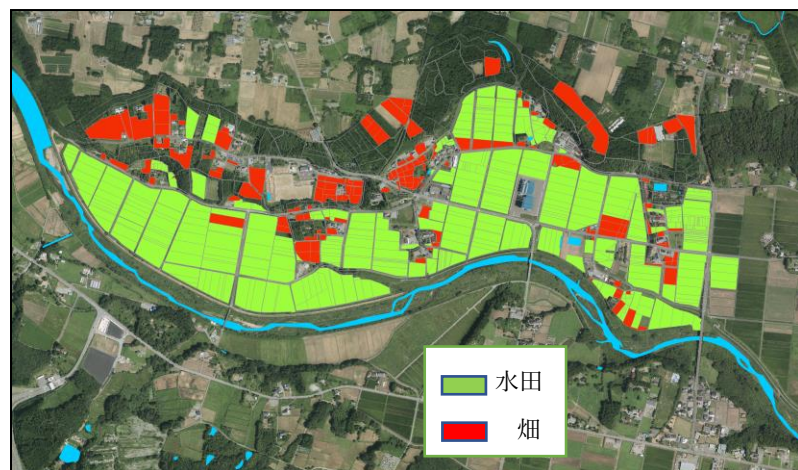
① 2月に予定している県や農業振興公社等による外部検討会に諮り、苅宿地区の担い手案(この中面の図)を地域計画として定めていきます。

② 令和7年度は、これまで行ってきた特定農作業受委託契約を継続します。なお、担い手がかかる農地等については、新たな特定農作業受委託契約を結びます。手続きについては、JAや公益社団法人福島相双復興推進機構からご案内いたします。

③ 令和8年度に福島県農業振興公社(農地バンク)との契約切り替えに向け、令和7年度秋以降、手続きを予定しています。



震災前の農地



震災前は水稻を中心に 25 軒の農家が作付けし、23 軒が出荷していました。

震災による一時避難から長期間の営農中断を余儀なくされました。

震災後は平成 29 年に苅宿ふれあいファーム(15 名参加)を立ち上げ、苅宿区内の約 30 ヘクタールの農地の保全管理を行ってきました。

営農再開の意向調査結果

営農再開の意向	平成30年実施	令和5年 2 月実施
営農再開したい（している）	9 人	(10 人)
営農再開しない（貸している）	28 人	(13 人)
検討中、未回答	24 人	86 人
合計	61 人	109 人

これまで 2 回、農地所有者の意向を確認したところ、営農再開する農地所有者は限られており、震災前は 25 軒の農家で作付けしてきた水田も、限られた農業者で作付けしていくこととなるため、効率的に営農できるよう、担い手ごとに農地を集約化したり、必要な農業用機械についても担い手の方が自己調達していく予定です。

担い手のご紹介 意欲のある地元組合・外部法人が苅宿地区での営農を希望しています。

☆苅宿ふれあいファーム

震災以降、地元地権者の有志において、苅宿地区の一部(約 30ha)の農地の営農再開を行ってきた組合組織。今後は、新たに約 10ha を集積する予定です。

☆株式会社ちーの

令和3年度に加倉地区に初めて参入しました。プラスチックをつくる原料として水稻を栽培しており、川添地区、立野地区で参入を計画しています。苅宿地区では食料米を含めた栽培を予定しています。

☆株式会社浪江の大地

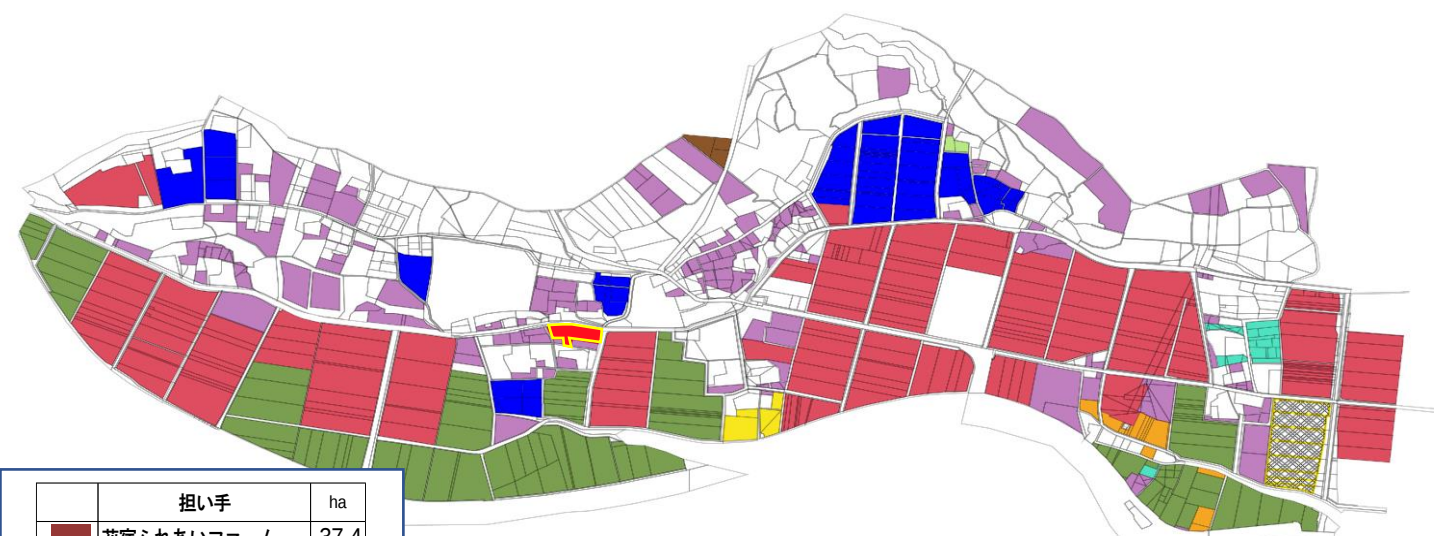
社会人向け農業学校を卒業した首都圏在住者が、浪江との 2 拠点生活を送り、浪江では本業をリモートワークでこなしつつ、朝晩と週末に農業をするという、新しい農業モデルの確立を目指しています。苅宿地区では、小麦の栽培を予定しています。

☆その他の担い手

自作される地権者以外に、鈴木好道さん(花き)、田仲正江さん(ざくろ)等が苅宿地区で担い手として活動しています。

苅宿地区の担い手(案)

令和 6 年12 月現在



	担い手	ha
	苅宿ふれあいファーム	37.4
	株式会社ちーの	17.7
	株式会社浪江の大地	7.3
	山田 典正	1.6
	松本 伸一	0.8
	吉田 晴巳	0.7
	岡 高志	0.6
	鈴木 好道	0.3
	田仲 正江	0.3
	佐藤 高俊	0.1
	未定(田)	4.1
	未定(畑)	11.0

区域内農地 82 ヘクタール
担い手面積 67 ヘクタール (81%)

令和 7 年度は担い手が営農再開支援事業を行う予定であることから、令和7年度は特定農作業受委託契約となり、令和 8 年度からは農地バンクとの契約を予定しています。特定農作業受委託契約は別途、関係部署からご案内いたします。

今回、担い手の決まらなかった農地については、引き続き担い手が決まるよう新規就農者などに紹介していきますが、地権者の方には適切な管理をお願いします。

◆◆基盤整備担当からのお知らせ◆◆

担い手の要請により、苅宿地区では簡易的な基盤整備をするため、R7 年度に測量、土質調査などの基礎調査を実施する予定です。
地域の皆様のご理解・ご協力をよろしくお願いします。

お問合せ

❖浪江町役場 農林水産課農政係(地域計画担当) ☎0240-34-0245
❖浪江町役場 農林水産課農業土木係(ほ場整備担当) ☎0240-23-5769
❖浪江町農業委員会事務局 ☎0240-23-5706
❖福島県農業振興公社(浪江町役場駐在) ☎0240-23-5716